第五条の九第七項中「第五条の六第十七項」を「第五条の六第十四項」に、「第二項及び第四項又は第二項及び第五項」を「第三項及び前項又は第四項及び前項」に改める。

第五条の十二の二及び第五条の十三を削る。

第五条の十四第二項中「別表第六」を「（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六」に改め、同条を第五条の十三とする。

第五条の十四の二を第五条の十四とする。

第五条の十五の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改める。

第五条の十七を削る。

第六条第二項第一号中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加える。

第七条第三号中「第二十条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第十三条の三第一項第二号の二及び第七号ロ中「ものである」を削り、同項第八号の二中「第三十一条の二第二項第八号の二」を「第三十一条の二第二項第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第八号の三中「第三十一条の二第二項第八号の三に掲げる」を「第三十一条の二第二項第八号の二に掲げる」に改め、同号イ中「第三十一条の二第二項第八号の三」を「第三十一条の二第二項第八号の二」に改め、同号ロ⑴中「第三十一条の二第二項第八号の三イ」を「第三十一条の二第二項第八号の二イ」に改め、同号ロ⑵中「第三十一条の二第二項第八号の三ロ」を「第三十一条の二第二項第八号の二ロ」に改め、同号を同項第八号の二とし、同項第九号イ中「第二十条の二第十項」を「第二十条の二第九項」に改め、同号ロ中「同項」を「同条第九項」に改め、同項第十二号を削り、同項第十一号中「第三十一条の二第二項第十一号」を「第三十一条の二第二項第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第三十一条の二第二項第十号」を「第三十一条の二第二項第十一号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の二中「第三十一条の二第二項第九号の二」を「第三十一条の二第二項第十号」に、「同条第二項第九号の二」を「同条第二項第十号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十四号中「法人（当該一団の宅地の造成が土地区画整理法」の下に「（昭和二十九年法律第百十九号）」を加え、同条第三項中「及び第八号」を削り、同条第四項中「第三十一条の二第二項第八号の二」を「第三十一条の二第二項第八号」に改め、同条第五項中「第三十一条の二第二項第九号の二」を「第三十一条の二第二項第十号」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第二十条の二第二十一項第四号」を「第二十条の二第二十四項第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項第一号中「第三十一条の二第二項第十二号から第十五号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号から第十五号まで」に、「同項第十二号から第十四号まで」を「同項第十三号若しくは第十四号」に改め、同号イ⑶㈡及びロ中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号」に改め、同号ハ中「同条第二項第十二号から第十四号まで」を「同条第二項第十三号若しくは第十四号」に、「第二十条の二第二十四項」を「第二十条の二第二十三項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「第二十七項」を「第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十三項」に、「同項第十二号又は第十四号」を「同項第十一号又は第十三号」に改め、同号ニ中「第二十条の二第二十四項」を「第二十条の二第二十三項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に改め、同号ホ中「第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号」を「第三十一条の二第二項第十一号及び第十三号」に、「同項第十二号又は第十四号」及び「これらの規定」を「同号」に改め、同号ロ⑵及びハ中「第三十一条の二第二項第十二号又は第十四号」を「第三十一条の二第二項第十四号」に改め、同号ニ中「同条第二項第十四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二十条の二第二十五項又は第二十六項」を「第二十条の二第二十四項又は第二十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二十条の二第二十四項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第二十条の二第二十三項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十五項又は第二十六項」に改め、同号ヘ中「第二十条の二第二十四項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に改め、同号ト中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号チ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号リ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヌ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ル中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヲ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ワ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号カ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヨ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号タ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号レ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ソ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ツ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ネ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ナ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ラ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ム中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ウ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヰ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ノ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号オ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ク中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヤ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号マ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ケ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号フ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号コ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号エ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号テ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ア中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号サ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号キ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ユ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号メ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ミ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号シ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヒ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号モ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号セ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ス中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ン中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改める。

第五条の十四第二項中「別表第六」を「（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六」に改め、同条を第五条の十三とする。

第五条の十四の二を第五条の十四とする。

第五条の十五の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改める。

第五条の十七を削る。

第六条第二項第一号中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一号）」を加える。

第七条第三号中「第二十条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第十三条の三第一項第二号の二及び第七号ロ中「ものである」を削り、同項第八号の二中「第三十一条の二第二項第八号の二」を「第三十一条の二第二項第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第八号の三中「第三十一条の二第二項第八号の三に掲げる」を「第三十一条の二第二項第八号の二に掲げる」に改め、同号イ中「第三十一条の二第二項第八号の三」を「第三十一条の二第二項第八号の二」に改め、同号ロ⑴中「第三十一条の二第二項第八号の三イ」を「第三十一条の二第二項第八号の二イ」に改め、同号ロ⑵中「第三十一条の二第二項第八号の三ロ」を「第三十一条の二第二項第八号の二ロ」に改め、同号を同項第八号の二とし、同項第九号イ中「第二十条の二第十項」を「第二十条の二第九項」に改め、同号ロ中「同項」を「同条第九項」に改め、同項第十二号を削り、同項第十一号中「第三十一条の二第二項第十一号」を「第三十一条の二第二項第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第三十一条の二第二項第十号」を「第三十一条の二第二項第十一号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の二中「第三十一条の二第二項第九号の二」を「第三十一条の二第二項第十号」に、「同条第二項第九号の二」を「同条第二項第十号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十四号中「法人（当該一団の宅地の造成が土地区画整理法」の下に「（昭和二十九年法律第百十九号）」を加え、同条第三項中「及び第八号」を削り、同条第四項中「第三十一条の二第二項第八号の二」を「第三十一条の二第二項第八号」に改め、同条第五項中「第三十一条の二第二項第九号の二」を「第三十一条の二第二項第十号」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第二十条の二第二十一項第四号」を「第二十条の二第二十四項第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項第一号中「第三十一条の二第二項第十二号から第十五号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号から第十五号まで」に、「同項第十二号から第十四号まで」を「同項第十三号若しくは第十四号」に改め、同号イ⑶㈡及びロ中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号」に改め、同号ハ中「同条第二項第十二号から第十四号まで」を「同条第二項第十三号若しくは第十四号」に、「第二十条の二第二十四項」を「第二十条の二第二十三項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「第二十七項」を「第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十三項」に、「同項第十二号又は第十四号」を「同項第十一号又は第十三号」に改め、同号ニ中「第二十条の二第二十四項」を「第二十条の二第二十三項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に改め、同号ホ中「第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号」を「第三十一条の二第二項第十一号及び第十三号」に、「同項第十二号又は第十四号」及び「これらの規定」を「同号」に改め、同号ロ⑵及びハ中「第三十一条の二第二項第十二号又は第十四号」を「第三十一条の二第二項第十四号」に改め、同号ニ中「同条第二項第十四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二十条の二第二十五項又は第二十六項」を「第二十条の二第二十四項又は第二十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二十条の二第二十四項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第二十条の二第二十三項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十五項又は第二十六項」に改め、同号ヘ中「第二十条の二第二十四項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に改め、同号ト中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号チ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号リ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヌ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ル中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヲ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ワ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号カ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヨ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号タ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号レ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ソ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ツ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ネ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ナ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ラ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ム中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ウ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヰ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ノ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号オ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ク中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヤ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号マ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ケ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号フ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号コ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号エ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号テ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ア中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号サ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号キ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ユ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号メ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ミ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号シ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ヒ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号モ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号セ中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ス中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改め、同号ン中「第二十条の二第二十四項又は第二十六項」を「同条第二十三項又は第二十五項」に改める。